

学校法人 神戸女学院
理事長 森 孝一 殿

2012年12月20日
神戸女学院大学教職員組合
委員長・石川康宏



教職員給与規則および嘱託職員就業規則の変更に関する意見書

11月29日付「就業規則等の変更に伴う意見書の提出について（依頼）」で御報告のありました「教職員給与規則（第35条）」および「嘱託職員就業規則（第10条）」の「休職給」に関する変更につきましては、教職員・嘱託職員いずれにあっても不利益は生じないとのこと説明をいただいております、特段の異存はございません。

以上